

鳴門市新庁舎整備事業 実施設計施工者選定
公募型プロポーザル 評価基準

令和2年8月

鳴門市

目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 評価方法.....	1
3. 評価項目、配点等.....	2
4. VE項目の評価.....	2
5. 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認.....	2
6. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い.....	3

別表1 実績・体制評価基準

別表2 技術提案評価基準

別表3 プレゼンテーション評価基準

別表4 提案価格評価基準

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、鳴門市新庁舎整備事業実施設計施工者選定 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）「12 評価の実施及び結果の通知」に記載する鳴門市新庁舎建設事業 設計・施工者選定委員会（以下「委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

2. 評価方法

委員会により実績・体制、技術提案書、プレゼンテーション、提案価格の4項目を評価します。

(1) 実績・体制評価（配点10点）

参加者及び本業務予定技術者等の実績を評価するため、実績・体制評価に係る提案書【様式7-5】を別表1の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

(2) 技術提案評価（配点6点）

本業務に対する参加者の提案内容を評価するため、技術提案書の内容を別表2の基準により委員会の各委員が評価します。

(3) プレゼンテーション評価（配点8点）

本業務担当者の業務理解度や取組意欲等を評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別表3の基準により委員会の各委員が評価します。

(4) 提案価格評価（配点20点）

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式7-2】に記載された金額（提案価格）を別表4の基準により事務局が定量評価を行い、その結果を委員会に報告します。

(5) 最優秀提案者及び次点提案者の選定

ア 実績・体制評価、技術提案評価、プレゼンテーション評価及び提案価格評価の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。

イ 順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位の参加者を次点提案者とします。但し、実績・体制評価、技術提案評価及びプレゼンテーション評価の合計評価点が、満点（80点）の6割（48点）以上の基準を満足すること。

ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合、技術提案評価の評価点が高い者を上位とし、技術提案評価の評価点も同じ場合は、提案価格評価の評価点が高い者を上位とし、提案価格評価の評価点も同じ場合は、実績・体制評価の評価点が高い者を上位とし、実績・体制評価の評価点も同じ場合は、委員会の判断で決定します。

エ 提案者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、基準（実績・体制評価、技術提案評価及びプレゼンテーション評価の合計評価点が満点の6割以上）を満たしている場合は、最優秀提案者として決定する。

3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表1～4のとおりです。

なお、技術提案評価及びプレゼンテーション評価はそれぞれ各委員の評価点を分類ごとに平均して算出します。平均の算出にあたっては小数点第3位以下を切り捨てた点数とします。

また、技術提案評価及びプレゼンテーション評価において、各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとの配点に以下のウエイトを乗じた点数をもって評価を行います。

評価	評価のウエイト
A：かなり優れている	1.0
B：優れている	0.8
C：やや優れた	0.6
D：標準的である	0.5
E：やや及ばない	0.4
F：及ばない	0.2
G：評価できる記載がない	0

4. VE項目の評価

VE項目対話において、費用減少の効果が見込まれ、本市が可と判断したもののうち、参加者が採用したVE項目については、提案価格に反映されるものと見なし、原則として技術評価の点数には影響しないものとします。また、機能向上や工期短縮の効果が見込まれるものは、技術提案評価にて評価されるものとします。

5. 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認

事務局により提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、提案書類への記載事項の確認を行います。

また、参加者は、提案書提出時に様式7-1にて、市が提示する要求水準を満たすことを確認した旨、誓約してください。提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とします。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び提案価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと委員会で認められる場合には、当該提案を行った参加者に対して選定手続きへの参加継続の希望を確認し、当該参加者が価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準を満たさせることを条件に、当該参加者を失格としないことがある。

また、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った参加者に直接確認することがあります。なお、市による上記確認は、当該参加者の提案についての要求水準違反を免除ないし受容するものではありません。

6. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書に記載した内容を履行できなかった場合、又は本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して実施要領「15 技術提案書不履行に関する措置」に記載している違約金又は損害賠償請求などの措置を行うことがあります。

別表1 実績・体制評価基準 (10点)

分類	評価項目	評価の視点	配点
A 企業実績	ア 参加者の業務実績	参加者（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれか）が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価 c、dはいずれかを評価 e、fはいずれかを評価）	4.00
		a 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の実施設計業務の元請としての実績（1.5点）	
		b 単一の建築物における「同種事業※1」又は、延べ面積5,000㎡以上の「免震構造※3」の実施設計業務の元請としての実績（1.0点）	
		c 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（1.5点）	
		d 単一の建築物における「同種事業※1」又は、延べ面積5,000㎡以上の「免震構造※3」の施工業務の元請（JVの場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする）としての実績（1.0点）	
		e 単一の建築物における「同種事業※1」かつ、「免震構造※3」の監理業務の元請としての実績（1.0点）	
	イ 統括責任者の業務実績	統括責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.00
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（0.5点）	
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※4」としての実績（0.3点）	
	ウ コスト管理責任者の業務実績	コスト管理責任者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.00
		a 「同種事業※1」における現場代理人としての実績（0.5点）	
		b 「類似事業※2」における現場代理人としての実績（0.3点）	
B 設計業務	ア 設計管理技術者の業務実績	設計管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.00
		a 「同種事業※1」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（0.5点）	
		b 「類似事業※2」における「設計管理技術者※4」又は「設計主任技術者※5」としての実績（0.3点）	
C 施工業務	ア 現場代理人の業務実績	現場代理人が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.00
		a 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.5点）	
		b 「類似事業※2」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.3点）	
	イ 監理技術者の業務実績	延べ面積5,000㎡以上の「免震構造※3」の建築物における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.5点）	1.00
		a 監理技術者が以下の業務実績、資格を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	
		b 「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績（0.5点）	
D 監理業務	ア 監理業務管理技術者の業務実績	監理業務管理技術者が以下の業務実績を有する場合に評価する。（a、bはいずれかを評価）	1.00
		a 「同種事業※1」における「監理業務管理技術者※6」又は「監理業務主任技術者※7」としての実績（0.5点）	
		b 「類似事業※2」における「監理業務管理技術者※6」又は「監理業務主任技術者※7」としての実績（0.3点）	
合 計			10.00
<p>※1 同種事業とは、国又は地方公共団体発注の延べ面積5,000㎡以上の庁舎等（国土交通省告示第98号 別添二 類型四 業務施設 第2類）の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）</p> <p>※2 類似事業とは、延べ面積5,000㎡以上の国土交通省告示第98号 別添二 類型四から類型十二の新築、改築、増築をいう。（増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が5,000㎡以上の場合に限る。）</p> <p>※3 免震構造とは、構造性能評価を受け大臣認定を取得した免震構造をいう。</p> <p>※4 設計管理技術者とは、設計業務の管理及び統括等を行う者をいう。</p> <p>※5 設計主任技術者とは、設計管理技術者の下で主たる技術者として設計業務を行う者をいう。</p> <p>※6 監理業務管理技術者とは、監理業務の管理及び統括等を行う者をいう。</p> <p>※7 監理業務主任技術者とは、監理業務管理技術者の下で主たる技術者として監理業務を行う者をいう。</p> <p>※ 各実績は、平成17年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した建築物にかかるものであること。</p>			

別表2 技術提案評価基準 (62点)

分類	提案項目	評価の視点	配点
ア	業務実施体制に関する提案	① 本事業の目的を十分理解し、市が重要と考える事項を踏まえて、独自の視点を持ち明確な考えがある事業実施方針が提案されているか。 ② 統括責任者をはじめ設計、施工、監理チームが一体的に機能し、本市との十分な連絡・連携が図れ、柔軟に対応できる体制が提案されているか。	3.0
	品質・コスト・工程管理の体制と手法の提案	① 発注者の要求品質を、的確に設計・施工に反映する有効策が提案されているか。 ② 実施設計段階～施工段階まで一貫して、品質とコストを管理する体制や手法が提案されているか。 ③ 全体工程の管理方法が提案されているか。	3.0
	市民への情報公開	① 設計期間中から施工完了に至るまで、有効な市民への情報公開の方策が提案されているか。	2.0
A 業務全般	地域振興・地域経済への貢献の提案	・市内業者への発注や市内調達への貢献金額について、次のとおり評価する。 ① 共同企業体における鳴門市内施工業者（特A）の出資比率 合計出資比率が、50%以上の場合は、5.0点 40%以上の場合は、4.5点 35%以上の場合は、4.0点 30%以上の場合は、3.5点 25%以上の場合は、3.0点 ※) 鳴門市内施工業者（特A）とは、本市の建設工事入札参加資格業者名簿に鳴門市に主たる営業所を有する者として登録され、令和2年度における本市登録の建築一式工事の格付けが特Aランクの者とする。 ② 1次下請けにおける鳴門市内施工業者（本社が鳴門市）の発注金額 提案価格の、15%以上の場合は、3.0点 12.5%以上の場合は、2.5点 10%以上の場合は、2.0点 7.5%以上の場合は、1.5点 5%以上の場合は、1.0点 ※) 鳴門市内施工業者（本社が鳴門市）とは、鳴門市に主たる営業所を有する者とする。 ③ 市内発注額の提案価格に対する比率 5%以上の市内発注額を提案した者を5.0点とし、5%未満の提案については、次の式により算出する。 $(\text{市内発注額} / \text{提案価格}) \times 100 < 5.0 \text{点}$ （小数点第3位以下切捨て） ※) なお、本提案に係る市内発注額とは次に掲げるものを合計とした金額とする。 a. 元請け企業から直接市内業者に発注する、資材調達や宿泊費等の金額 b. 2次下請以降の市内施工業者への発注金額（但し、1次下請けの市内施工業者から直接、あるいは経由して発注されたものは含まない。） 鳴門市内施工業者との共同企業体である場合は、①と③の合計点、それ以外の場合は②と③の合計点として評価する。	10.0
小 計			18.0
B 設計業務	外観・構内動線・駐車場駐輪場・施設配置	① 今後、長きにわたり、市民がつどい・愛され続ける市庁舎として、また、増田友也氏設計建築の跡地に建つ市庁舎として、安心感や親しみやすさがあり、周辺景観と調和し景観を創造し、市街の活気醸成にも寄与する、新たな象徴性やランドマーク性を備えた外観計画が提案されているか。（特に、西側立面、北西角の立面に留意） ② 低層階の窓口エリアへの浸水を防ぎ、被災後も円滑な業務継続が可能な対策を講じることを前提としながらも、誰にとってもわかりやすく安全で利用しやすい構内動線計画、駐車場・駐輪場計画、施設配置計画となっているか。	7.0
	構造・平面・内観	① 想定される地震や津波浸水等を考慮した建物基礎構造計画や液状化対策が、平面計画・外観計画等と整合した合理的なものとして提案されているか。 ② 市民サービスや職務効率・執務環境の向上に寄与し、様々な属性を持つ利用者の安全な移動や大人数の避難にも配慮された、機能的で合理的な平面計画が提案されているか。（ゾーニング・動線計画、入口・階段・EV・トイレの配置計画など） ③ 将来的なレイアウト変更や、庁舎機能の縮小などにも対応できる、フレキシビリティの高い平面計画が提案されているか。 ④ 市民に親しまれ、開放的で温かみがある内観計画が提案されているか。	9.0
	防災・安全性等	① 想定される地震や津波等の災害時における災害対策拠点として、また災害時にも継続が必要な行政機能を維持するための防災・減災・災害対策計画が提案されているか。 ② 周辺市民の一次避難にも資する施設計画が提案されているか。 ③ 情報保護や防犯、感染症対策に配慮された施設計画が提案されているか。 ④ 平常時に有用な空間や設備等が災害時にも有効に使える。あるいは災害時を想定して用意された空間や設備等が平常時にも有効に使える施設計画が提案されているか。	5.0
	市民交流・賑わい	① 敷地周辺や建物内との連続性に配慮し、誰もが自由に利用でき、賑わいづくりやくつろぎ空間の創出など、多様な交流空間をもたらす配置・外構計画が提案されているか。 ② 建物内にも利用者の多様な溜まり場があり、パブリックスペースや会議室の市民開放を促進する提案となっているか。	5.0
	環境・設備・維持管理等	① ライフサイクル全般にわたって、省エネルギー、自然エネルギー等活用、廃棄物発生抑制等に配慮した有効な方策が提案されているか。 ② ランニングコスト削減について、実効性の高い方策が提案されているか。 ③ 建物の長寿命化について、実効性の高い方策が提案されているか。 ④ ZEB Ready認証の取得に向けて、有効な方策が提案されているか。	5.0
小 計			31.0

C 施 工 業 務	環境特性に配慮した施工計画等の提案	① 設計期間中の調査や先行工事など、効率的な施工手順計画が提案されているか。 ② 計画地の特性を考慮した仮設計画、施工計画等が提案されているか。 ③ 現庁舎等を供用しながらの新築工事に際して、安全管理等の提案がされているか。	4.0
	施工段階での品質・工程・リスク管理の手法	① 施工段階での品質管理体制と、各担当者の役割・責任が具体的に示されているか。 ② 施工品質確保について、実効性の高い方策が提案されているか。 ③ 地域の建設環境（労働力の確保、資材の調達等）を把握した上で、適切な対応策が提案されているか。 ④ 工期遅延や予算超過を未然に防ぐリスク管理手法等が示されているか。	4.0
	アフターフォロー・維持管理への提案	① 新庁舎完成後の機器設置や引越し等のフォローについて、対応策が示されているか。 ② 全体完成後のフォローアップ体制などについて、提案されているか。	3.0
小 計			11.0
D 工 事 監 理 業 務	工事監理業務に関する提案	① 本件の工事監理業務において、特に重要と考える課題と、それに対する解決策・対応策が提案されているか。	2.0
小 計			2.0
合 計			62.0
<p>■評価の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上に示す分類A～Dの評価に際しては、「提案項目」に合致しているかどうか、項目ごとの的確性、実現性、創造性、及び業務の理解度について、「評価の視点」に沿って評価する。 ・ 提出された技術提案書と、プレゼンテーション及びヒアリングも踏まえ、選定委員によって総合的に評価を行う。 ・ A. 業務全般 エ) 地域振興・地域経済への貢献の提案については、事務局にて定量評価を行う。 			

別表3 プレゼンテーション評価基準 (8点)

評価の視点	配点
<p>・プレゼンテーション評価は、次の視点により評価する。</p> <p>① 業務の理解度 業務内容、業務背景、手続等の理解度が高い</p> <p>② 取組意欲 積極性が見られる</p> <p>③ 提案の説明能力 わかりやすく明快な説明を行うことができる</p> <p>④ 対応能力 ヒアリング内容に応じた受け答えができる</p> <p>⑤ その他 事業の推進に寄与する資質等がある</p>	8.0
合 計	8.0

別表4 提案価格評価基準 (20点)

評価項目	評価方法	配点
提案価格見積書に記載された金額 (提案価格)	<p>提案価格審査の評価点は、以下の計算式により採点する。(小数点3位以下は切り捨て) ただし、提案価格が提案上限価格の84%未満の場合の評価点は20点とする。</p> <p>[提案価格/上限価格が0.92以上である場合] $\text{評価点} = (1 - \text{提案価格/上限価格}) \times 212.5 \leq 17 \text{点} \dots (a) \text{の式}$</p> <p>[提案価格/上限価格が0.92未満である場合] 上記 (a) の式により算出した評価点に下記の (b) の式により算出した値を加算して評価点とする $(b) \text{の式} = (0.92 - \text{提案価格/上限価格}) \times 37.5$</p> <p>【提案価格/上限価格】</p>	20.0
合 計		20.0
総 計		100.0